

情報公開規程

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めるところにより、団体の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（団体の責務）

第2条 本規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に対する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（情報公開の対象書類）

第3条 情報公開の対象書類は、次のとおりとする。

(1)	定款
(2)	役員名簿
(3)	役員報酬規程
(4)	事業計画書並びに事業報告書及びその附属明細書
(5)	活動予算書並びに活動計算書及び貸借対照表、財産目録

（情報公開の方法）

第4条 本法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、本規程及び個人情報保護に関する通達の定めるところに従い、電磁的方法（「インターネット」の利用）又は事務所への書類の備え置きの方法により公開を行う。

（改廃）

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

（施行）

第1条 本規程は2025年2月17日から施行する。